

共愛学園前橋国際大学短期大学部 研究倫理審査委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、共愛学園前橋国際大学短期大学部（以下、本学という。）研究倫理審査委員会（以下、委員会という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の役割)

第2条 委員会は次の各号に掲げる役割を負う。

- (1) 人を対象とする研究に関する実施計画および出版公表計画等（以下「研究計画等」という。）の実施の適否、およびその他の事項についての倫理審査。
- (2) 本学研究不正防止規程に定められた研究不正等に関する告発、相談の受け付け。
- (3) 本学研究不正防止規程に定められた研究不正事案が発生した場合の、調査委員会等の組織。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成される。

- (1) 研究倫理教育責任者
- (2) 研究紀要編集委員会メンバー
- (3) その他、学内外の有識者

2 前項第3号に掲げる委員は、必要に応じて研究倫理審査委員会委員長（以下、委員長という。）が任命する。

3 委員の任期は原則として1年とする。ただし再任を妨げない。

(委員長および副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、研究倫理教育責任者をこれに充てる。ただし学長が委員長となることはできない。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となるとともに委員会を運営する。

3 委員長は必要に応じて、副委員長を指名することができる。ただし学長が副委員長となることはできない。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に支障があるときはその職務を代行する。

(審査に関する議決要件)

第5条 委員会における倫理審査等の判定は、参加委員の過半数の合意をもって決する。

2 委員は自らが研究代表者、共同研究者および研究協力者となる研究に係る審査に加わることができない。

3 委員会は必要に応じて、委員以外の者から審査のための意見を聴取することができる。

(審査の申請者)

第6条 人を対象とする研究の倫理審査を申請できる研究者（以下「申請者」という。）は、本学の専任教職員（研究員を含む）とする。

2 本学非常勤教職員は、専任教職員が共同研究者である場合に申請者となることができる。

3 本学学生は、専任教職員が共同研究者である場合に申請者となることができる。

(審査の申請条件)

第7条 申請者は、事前に本学所定の研究倫理教育を受講しなければならない。

2 申請者は、委員会が承認する研究倫理教育受講証明書を提出することにより、本学所定の研究倫理教育の受講に代えることができる。

(審査の手続き)

第8条 申請者は、所定のチェックリストにより、審査委員会への申請が必要であると判明した場合、または研究計画の審査を希望する場合に、所定の申請書を委員長に提出する。

2 申請書に基づき、研究紀要編集委員会は原則として学内の審査員2名を選出する。必要に応じて、学外に審査を依頼することもできる。

3 審査員は、審査方針に従って審査を行ない、報告書を提出する。

4 提出された報告書に基づき、委員会は審議を行なう。通常は書面またはメール等により判定が行なわれるが、必要に応じて委員長は委員会を開催し、合議による判定を行なうことができる。その際、申請者に

出席を求め、申請内容の説明等を受けることもできるが、申請者は判定の議論に加わることはできない。
(審査の判定)

第9条 審査の判定は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 承認：研究倫理上の問題はない。
- (2) 条件付承認：大きな研究倫理上の問題はないが、部分的に研究計画の修正が必要である。申請者は、修正申請書等の必要書類を審査委員会に提出する。指摘事項が修正されていることを審査委員会が確認した後に承認する。
- (3) 不承認：研究倫理上の問題が極めて大きく、研究計画の抜本的な見直しが必要である。
また次の各項に該当する場合も、不承認と判定する。なお、これらに該当することが明らかな場合は、審査員の選出を経ずに委員会が判定することができる。
 - ① 本学以外での研究倫理審査の申請が妥当と判断される場合。
 - ② 人を対象としない研究の倫理審査申請書が提出された場合（審査非該当）。
 - ③ 研究開始時に審査を経ずに、遂行中の研究の倫理審査申請書が提出された場合。

(審査の結果)

第10条 委員長は、審査の結果をすみやかに申請者に通知する。

- 2 委員会は、承認した研究に対して承認証を発行する。
- 3 申請者および研究対象者等は、審査結果に疑義がある場合、委員会に説明を求めることができる。

(再審査)

第11条 審査の結果に異議のある申請者は、異議の根拠となる資料を添えて、委員会に再審査の申請をすることができる。ただし同一の内容による再審査申請を繰り返すことはできない。

(研究遂行中の審査)

第12条 委員会が第8条第1号または第2号判定を行なった研究計画等について、申請者が変更しようとする場合は、その変更について委員会の承認を得なければならない。

- 2 第7条、第8条、第9条および第10条の規定は、前2項にも準用される。

(実施状況の報告および調査)

第13条 委員会は、研究等について必要があると判断した場合には、申請者に対して実施状況を報告させることができる。

- 2 委員会は、研究等が研究計画に沿って適切に行なわれているかどうかを随時調査することができる。

(研究等の変更または中止の勧告)

第14条 委員長は、研究遂行中に委員会が研究計画等の変更または中止の意見を述べた場合には、その意見を踏まえて研究等の変更または中止を勧告する。

(研究上の不正行為に関する告発・相談の受け付け)

第15条 委員会は、本学研究不正防止規程に定められた研究活動上の不正行為(以下、不正行為という。)に関する告発または相談を受け付けるものとする。

- 2 委員長は、不正行為に関する告発または相談への迅速かつ適切な対応を行なうため、倫理審査委員会に告発受付の責任者を置くものとする。
- 3 不正行為に関する告発および相談の受付手順については、研究不正防止規程に従う。

(予備調査委員会の設置)

第16条 研究不正防止規程に基づく研究不正の告発があった場合、または委員長が予備調査の必要を認めた場合、倫理審査委員会は予備調査委員会を設置する。

- 2 予備調査委員会による調査等の手順については、研究不正防止規程に従う。

(調査委員会の設置)

第17条 倫理審査委員会は、予備調査委員会の報告について協議し、研究不正に関する本調査を行なうか否かを決定する。

- 2 本調査を実施することが決定された場合、倫理審査委員会は調査委員会を設置する。
- 3 調査委員会による調査等の手順については、研究不正防止規程に従う。

(記録の保管)

第18条 委員会における研究倫理審査および研究不正調査の記録は一定の期間、適切に保管されなければならない。

(守秘義務)

第19条 委員は、職務上知り得た秘密を他に洩らしてはならない。その義務は委員会を退いた後も同様に負うものとする。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、規程の実施に関して必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

(規程の改廃)

第21条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、理事会が決定する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。